

補助金概要調書

補助金名	認定就農者農地賃借料助成事業補助金			
所管部課	経済部農林課 (TEL 23-5231(直通))			
補助対象者	新規就農者として県の認定を受けた認定就農者			
補助開始年度	平成14年度			
交付目的	新規就農者の経営開始時については、農地を借り受ける負担が大きいため、農地賃借料に対して補助することにより、新規就農者の負担を軽減する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	136千円 (136)千円	241千円 (241)千円	175千円 (175)千円	262千円 (262)千円
補助事業の内容	県の認定を受けた認定就農者が農地を3年以上の賃借権を設定し、借り入れた場合の賃借料を就農時から5年間助成する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		327千円	
	内補助対象経費		327千円	
	補助対象経費の内訳		3年以上の賃借権を設定し借り入れた農地の賃借料	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定額補助 標準小作料(上限 8,000円/10a) × 借入面積	
	限度額		(有) 200千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	認定就農者の経営開始時の負担の軽減を図ることにより、円滑な営農の開始が期待できる。 新規就農者数			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	農業の担い手・後継者不足の支援策として就農基盤整備事業費補助金と併せて新規就農支援策として実施しているもので、県の交付金対象事業である間は実施する。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	鳥取県市町村交付金対象事業			